

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
代表者名 代表取締役社長 熊谷 信生
(コード番号：6324)
問合せ先 常務執行役員 川喜田 淳
TEL. 03-5471-7810

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成18年6月23日開催予定の2005年度定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社が営む事業について、現状及び今後の事業展開の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)の一部変更を行うものであります。
- (2) 公告方法について、周知性の向上及び公告費用の節減を図るため、電子公告制度を採用することとし、また、やむを得ない事由により電子公告ができないときの公告方法を定めるため、現行定款第4条(公告の方法)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役及び監査役の賠償責任免除について、取締役及び監査役が当社の企業価値向上に向けて、期待される役割を十分に果たし、より積極的な経営判断を行うことができるようにするため、また、コーポレートガバナンスの充実に向けて、社外取締役及び社外監査役として有能な人材を招聘しやすい環境を整備するため、取締役及び監査役の責任免除に関する規定並びに社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を変更案第28条(取締役の責任免除)及び変更案第39条(監査役の責任免除)に新設するものであります。
なお、定款案第28条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款の定めによって可能となる事項について、以下の変更を行うものであります。
 - ① 変更案第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設：
株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類の開示を可能とするものであります。
 - ② 変更案第15条(議決権の代理行使)第1項の変更：
株主総会の運営を円滑にするため代理人の人数を1名と定めるものであります。

③ 変更案第 24 条（取締役会の決議方法）第 2 項及び変更案第 25 条（取締役会の議事録）第 2 項を新設：

取締役会をより機動的・効率的に運営するため、会社法第 370 条の定めにより取締役会の決議を省略できることを可能とするものであります。

(5) 「会社法」の施行に伴い、新たに定款に定めがあるとみなされる事項について、以下の変更を行うものであります。

- ① 変更案第 7 条（株券の発行）を新設
- ② 変更案第 9 条（株主名簿管理人）について会社法の文言に合わせる変更
- ③ 変更案第 20 条（取締役会の設置）を新設
- ④ 変更案第 29 条（監査役及び監査役会の設置）を新設
- ⑤ 変更案第 6 章（会計監査人）を新設し、同章に変更案第 40 条（会計監査人の設置）、変更案第 41 条（選任方法）、変更案第 42 条（任期）及び変更案第 43 条（報酬等）を新設

(6) 「会社法」の施行に伴い、現行定款において商法条項を引用している箇所を会社法条項の引用に変更を行うものであります。変更を行う定款条項は以下のとおりであります。

- ① 変更案第 6 条（自己の株式の取得）
- ② 変更案第 14 条（決議方法）第 2 項

(7) 「会社法」の施行に伴い、会社法規定の趣旨から現行定款の以下の箇所を削除するものです。

- ① 現行定款第 5 条（会社の発行する株式の総数）ただし書き
- ② 現行定款第 26 条（選任）第 2 項、第 4 項及び第 5 項

(8) その他定款全般にわたり、商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うとともに章数及び条数について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 18 年 6 月 23 日（金曜日）

定款変更の効力発生日

平成 18 年 6 月 23 日（金曜日）

以上

定款変更の内容

(下線 〃 は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 動力伝達装置の製造販売 2. 動力伝達装置を応用した精密機器の製造販売 3. 精密機械機器、工作機械、計測制御機器及びコンピューターの製造販売 4. 不動産の売買、交換、賃貸、管理及び仲介 5. 関連企業に対する投資 6. 情報及び宣伝媒体の企画並びに出版 7. 前各号に関連付随する一切の業務 <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してこれを行なう。</u></p> <p>(会社の発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、396,000株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要あるときは、取締役会の決</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 動力伝達装置の製造販売 2. 動力伝達装置用コンポーネント(要素)、<u>アクチュエーター及びシステムの製造販売</u> 3. 精密機械機器、工作機械、計測制御機器及びコンピューターの製造販売 4. 不動産の売買、交換、賃貸、管理及び仲介 5. 関連企業に対する投資 6. 情報及び宣伝媒体の企画並びに出版 7. 前各号に関連付随する一切の業務 <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、396,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>2. 前項に定めるほか、<u>必要があるときは</u>、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人をおくことができる。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株式及び端株につき株主名簿管理人を置く。</p>
<p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせる。</u></p>	<p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、端株原簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式及び端株に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則) 第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録、信託、財産の表示並びにこれらの抹消、または株券の再発行、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続きについては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定めた「株式取扱規則」による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。</p>
<p>(招集期) 第10条 定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内</u>に招集し、臨時株主総会は必要ある時に随時これを招集するものとする。</p>	<p>(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日から3ヶ月以内</u>に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>(招集者及び議長) 第11条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長を置かないときまたは事故あるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長を置かないときまたは事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示すること</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議方法)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は、法令及び本定款に定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数によってこれを行なう。</p> <p>2. 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人はその代理権を証する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第 14 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席取締役全員が署名または記名捺印し、または電子署名を行い、当会社がこれを保管するものとする。</p> <p>(員 数)</p> <p>第 15 条 (条文省略)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>により、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、その代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 16 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>増員によりあらたに選任された取締役の任期は、他の取締役任期の残存期間と同一とする。また、補欠として選任された取締役の任期は前任者の残存期間と同一とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の設置)</p>
<p>第 20 条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p>	<p>第 20 条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第 18 条 <u>取締役会の決議により、取締役中より社長 1 名を定める。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役中より取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を選任することができる。</u></p> <p>3. 社長は、当会社を代表し、当会社の業務を統括する。 <u>取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選任することができる。</u></p>	<p>第 21 条 <u>取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を選定することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役社長は、当会社を代表し、当会社の業務を統括する。</u></p>
<p>(取締役会の招集者及び議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>
<p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長を置かないときまたは事故あるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に発するものと<u>する。ただし、緊急の場合には、上記期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役及び監査役全員の同意ある場合は、取締役会の招集通知を省略することができる。</u></p>	<p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p>
<p>第 21 条 取締役会の決議は、<u>全取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数によってこれを行なう。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) 第22条 <u>取締役会の議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席取締役及び監査役が署名または記名捺印し、または電子署名を行い、当社がこれを保管するものとする。</u> (新 設)</p>	<p><u>したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
<p>(取締役会規則) 第23条 (条文省略)</p>	<p>2. <u>前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>(取締役会規則) 第26条 (現行どおり)</p>
<p>(報 酬) 第24条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u> (新 設)</p>	<p>(報酬等) 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(員 数) 第25条 (条文省略)</p>	<p>(監査役及び監査役会の設置) 第29条 <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(員 数) 第30条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選 任)</p> <p>第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>監査役及び補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>4. <u>補欠者の選任効力は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>5. <u>補欠者は法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(削 除)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期及び補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 28 条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を1名以上おこななければならない。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 33 条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第 29 条 監査役は監査役会を招集することができる。</p> <p>2. <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合には、上記期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>監査役全員の同意ある場合は、監査役会の招集通知を省略することができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 (削 除)</p> <p>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 30 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 31 条 監査役会の議事の経過の要領及びその結</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 36 条 監査役会の議事録は、法令で定めるとこ</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>果については、これを議事録に記載または記録し、出席監査役が署名または記名捺印し、または電子署名を行い、当社がこれを保管するものとする。</u></p>	<p><u>ろにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
<p>(監査役会規則) 第<u>32</u>条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会規則) 第<u>37</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(報 酬) 第<u>33</u>条 監査役の<u>報酬及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第<u>38</u>条 監査役の<u>報酬等</u>は、株主総会の決議によ<u>って</u>定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第<u>39</u>条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の設置) 第<u>40</u>条 当社は、会計監査人を置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(選任方法) 第<u>41</u>条 会計監査人は、株主総会の決議によ<u>って</u>選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第<u>42</u>条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(報酬等) 第<u>43</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(決算期) 第34条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の<u>末日</u>を<u>決算期</u>とする。</p> <p>(利益配当金) 第35条 <u>利益配当金</u>は、<u>営業年度毎に決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当金) 第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に対して<u>中間配当金</u>を支払うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第37条 <u>利益配当金及び中間配当金</u>がその支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。 2. 未払の<u>利益配当金</u>及び<u>中間配当金</u>には、利息をつけないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第44条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第45条 <u>剰余金の配当</u>は、<u>毎年3月31日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し行う。</u></p> <p>(中間配当) 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の<u>最終の株主名簿</u>に記載または記録された株主または登録株式質権者及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>中間配当</u>を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第47条 <u>剰余金の配当</u>及び<u>中間配当</u>は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の<u>剰余金の配当</u>及び<u>中間配当</u>には、利息をつけないものとする。</p>